

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 105 号	平成28年度盛岡市一般会計補正予算 (第 5 号)	1
議案第 106 号	平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	8
議案第 107 号	平成28年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号)	11
議案第 108 号	平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号)	14
議案第 109 号	平成28年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 110 号	平成28年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 111 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について.....	16
議案第 112 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について.....	17
議案第 113 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に ついて.....	25
議案第 114 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について.....	28
議案第 115 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について.....	29
議案第 116 号	盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例について.....	31
議案第 117 号	盛岡市農業委員会委員等定数条例について.....	32
議案第 118 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について.....	33
議案第 119 号	盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について.....	36
議案第 120 号	盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について.....	37
議案第 121 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について.....	38
議案第 122 号	盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を 改正する条例について.....	39
議案第 123 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について.....	41
議案第 124 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について.....	45
議案第 125 号	湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	46
議案第 126 号	盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の管 理を行う指定管理者の指定について.....	47
議案第 127 号	盛岡市総合アリーナの管理を行う指定管理者の指定について.....	48
議案第 128 号	盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について.....	49
議案第 129 号	盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	50
議案第 130 号	盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	51
議案第 131 号	盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	52

議案第 132 号	もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について……………53
議案第 133 号	盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の 管理を行う指定管理者の指定について……………54
議案第 134 号	舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………55
議案第 135 号	前田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………56
議案第 136 号	盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について……………57
議案第 137 号	盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について……………58
議案第 138 号	原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について……………59
議案第 139 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………60
議案第 140 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………61
議案第 141 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………別紙

議案第 105 号

平成28年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 516,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,138,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成28年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 20,054,623	千円 79,858	千円 20,134,481
	2 国庫補助金	5,436,813	79,858	5,516,671
16 県支出金		7,408,943	11,377	7,420,320
	1 県負担金	4,230,852	11,250	4,242,102
	2 県補助金	2,684,778	127	2,684,905
17 財産収入		320,685	16,759	337,444
	2 財産売払収入	168,525	16,759	185,284
19 繰入金		3,212,415	65,398	3,277,813
	2 基金繰入金	3,201,053	65,398	3,266,451
21 諸収入		1,491,545	76,459	1,568,004
	5 雑入	927,027	76,459	1,003,486
22 市債		11,383,979	266,400	11,650,379
	1 市債	11,383,979	266,400	11,650,379
歳入	合計	113,622,151	516,251	114,138,402

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,940,222	千円 46,532	千円 14,986,754
	1 総務管理費	12,894,025	29,700	12,923,725
	2 徴税费	1,198,136	16,832	1,214,968
3 民生費		43,666,905	940,485	44,607,390
	1 社会福祉費	18,008,456	926,121	18,934,577
	2 児童福祉費	17,305,548	14,364	17,319,912
4 衛生費		8,076,157	5,153	8,081,310
	1 保健衛生費	1,441,894	1,515	1,443,409
	2 清掃費	3,682,514	3,594	3,686,108
	3 保健所費	2,951,749	44	2,951,793
6 農林費		2,735,527	11,488	2,747,015
	1 農業費	2,380,964	11,488	2,392,452
8 土木費		16,971,261	△1,141,976	15,829,285
	2 道路橋りよう費	5,244,311	△951,671	4,292,640
	3 河川費	644,504	△14,271	630,233
	4 都市計画費	9,187,591	△41,748	9,145,843
	5 住宅費	1,665,897	△134,286	1,531,611
9 消防費		3,996,110	2,077	3,998,187
	1 消防費	3,996,110	2,077	3,998,187

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 8,299,761	千円 652,492	千円 8,952,253
	1 教育総務費	816,978	1,479	818,457
	2 小学校費	2,333,197	114,504	2,447,701
	3 中学校費	1,819,088	536,509	2,355,597
歳 出 合 計		113,622,151	516,251	114,138,402

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	902,708
8 土木費	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業（交付金）	48,000
		太田地区土地区画整理事業（交付金）	205,475
10 教育費	2 小学校費	プール改修事業	96,176
		校舎等維持補修事業（補助）	18,128
	3 中学校費	仙北中学校施設整備事業	275,036
		城西中学校屋内運動場改築事業	44,211
		プール改修事業	166,226
		学校施設防災対策事業	51,036

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	39,021
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	17,674
若園町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	6,818
都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	10,941
玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	12,175
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	8,647
中央公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	8,139
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	7,899
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	7,271
西部公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	5,009
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	33,088
保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	4,720
玉山総合事務所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	9,364
中央公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	4,975

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,403,500	2,358,700	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成28年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
道路整備事業債	426,600	235,500			
都市再生整備計画事業債	137,600	137,300			
河川整備事業債	283,600	279,400			
公園整備事業債	461,100	429,700			
プール改修事業債	12,200	240,000			
仙北中学校 施設整備事業債	110,500	342,800			
城西中学校 屋内運動場 改築事業債	51,900	84,600			
学校施設 防災対策事業債	4,900	38,400			
校舎等 維持補修事業債	0	11,900			
計	11,383,979	11,650,379			

議案第 106 号

平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,376千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 8,557	千円 1,239	千円 9,796
	1 一般会計繰入金	8,557	1,239	9,796
歳入合計		64,137	1,239	65,376

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付費		千円 64,137	千円 1,239	千円 65,376
	2 貸付事務費	12,136	1,239	13,375
歳 出 合 計		64,137	1,239	65,376

議案第 107 号

平成28年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,409,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 5	千円 1,732	千円 1,737
	1 繰越金	5	1,732	1,737
歳入合計		24,408,112	1,732	24,409,844

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 4,024	千円 1,732	千円 5,756
	1 償還金及び還付加算金	4,024	1,732	5,756
歳 出 合 計		24,408,112	1,732	24,409,844

議案第 108 号

平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	9,656
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	20,685
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	72,495

平成28年度盛岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）		（ 計 ）
		収	入	
第1款 事業収益	7,940,808千円	52,337千円		7,993,145千円
第1項 営業収益	6,874,624千円	52,337千円		6,926,961千円
		出		
第1款 事業費	6,595,090千円	68,485千円		6,663,575千円
第1項 営業費用	5,988,544千円	69,535千円		6,058,079千円
第2項 営業外費用	594,307千円	△1,050千円		593,257千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成29年度	8,400千円
上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （平成28年度分）	自 平成28年度 至 平成29年度	9,679千円

平成28年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成28年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業収益			7,940,808	52,337	7,993,145	
	1 営業収益		6,874,624	52,337	6,926,961	
		3 受託工事益収	49,765	52,337	102,102	

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業費			6,595,090	68,485	6,663,575	
	1 営業費用		5,988,544	69,535	6,058,079	
		3 給水費	236,592	1,894	238,486	備用品費 手数料 1,830 64
		6 受託工事費	44,273	52,337	96,610	修繕費 52,337
		7 業務費	413,133	8,555	421,688	通信運搬費 委託料 1,663 6,892
		8 総係費	813,976	6,749	820,725	旅費 3,190 備用品費 5 燃料費 505 賃借料 90 負担金 2,959
	2 営業外用費		594,307	△ 1,050	593,257	
		2 消費税及び地方消費税	169,138	△ 1,050	168,088	

平成28年度盛岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第1号）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,157,304	△16,148	1,141,156
減価償却費	2,161,132	0	2,161,132
減損損失	1,052	0	1,052
資産減耗費	188,000	0	188,000
引当金の増減額（△は減少）	7,647	0	7,647
長期前受金戻入額	△625,272	0	△625,272
受取利息及び受取配当金	△2,390	0	△2,390
支払利息	425,148	0	425,148
有形固定資産売却損益（△は益）	337	0	337
未収金の増減額（△は増加）	△99,939	59,423	△40,516
未払金の増減額（△は減少）	△429,436	92,050	△337,386
たな卸資産の増減額（△は増加）	△11,847	0	△11,847
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△4	0	△4
小計	2,771,732	135,325	2,907,057
利息及び配当金の受取額	2,390	0	2,390
利息の支払額	△425,148	0	△425,148
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,348,974	135,325	2,484,299
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△2,947,326	△334,808	△3,282,134
有形固定資産の売却による収入	4	0	4
有価証券の取得による支出	△700,000	0	△700,000
工事負担金等による収入	354,258	△48,896	305,362
国庫補助金等による収入	171,739	135,025	306,764
他会計からの負担金による収入	10,000	0	10,000
補助金等の返還による支出	△1,000	△12,503	△13,503
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,112,325	△261,182	△3,373,507
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,288,098	0	△1,288,098
他会計からの出資による収入	91,693	0	91,693
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,196,405	0	△1,196,405
資金減少額	1,959,756	125,857	2,085,613
資金期首残高	11,519,355	520,447	12,039,802
資金期末残高	9,559,599	394,590	9,954,189

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	前年度末までの支払 義務発生（見込）額 限度額	当該年度以降の支 払義務発生子定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 浄水場等建物清掃業務に必要と する経費についての債務負担 （平成28年度分）	8,400			自 平成28年度 至 平成29年度	8,400				8,400
2 上下水道局本庁舎等建物清掃業 務に必要とする経費についての 債務負担（平成28年度分）	9,679			自 平成28年度 至 平成29年度	9,679				9,679

平成28年度盛岡市水道事業予定貸借対照表（補正第1号）

（平成29年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 土地		3,017,875	
イ 立木		16,465	
ウ 建物	4,110,700		
減価償却累計額	<u>△ 1,702,688</u>	2,408,012	
エ 建物附属設備	1,132,971		
減価償却累計額	<u>△ 947,672</u>	185,299	
オ 構築物	76,807,619		
減価償却累計額	<u>△ 32,220,763</u>	44,586,856	
カ 機械及び装置	15,209,052		
減価償却累計額	<u>△ 11,104,350</u>	4,104,702	
キ 車両運搬具	192,211		
減価償却累計額	<u>△ 116,657</u>	75,554	
ク 工具器具備品	400,643		
減価償却累計額	<u>△ 306,625</u>	94,018	
ケ 有形固定資産建設仮勘定		<u>218,245</u>	
有形固定資産合計			54,707,026
(2) 無形固定資産			
ア ダム使用权		1,015,251	
イ 電話加入権		2,867	
ウ 無形固定資産建設仮勘定		<u>1,645,263</u>	
無形固定資産合計			2,663,381
(3) 投資その他の資産			
ア 投資有価証券		<u>1,199,955</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,199,955</u>
固定資産合計			58,570,362
2 流動資産			
(1) 現金預金			9,954,189
(2) 未収金		690,258	
貸倒引当金		<u>△ 14,728</u>	675,530
(3) 貯蔵品			<u>102,216</u>
流動資産合計			<u>10,731,935</u>
資産合計			<u>69,302,297</u>

負 債 の 部

3	固定負債				
	(1) 企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,127,543			
	企業債合計			11,127,543	
	(2) 引当金				
	ア 退職給付引当金	721,360			
	イ 修繕引当金	3,196,203			
	引当金合計			3,917,563	
	固定負債合計				15,045,106
4	流動負債				
	(1) 企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,286,728			
	企業債合計			1,286,728	
	(2) 未払金				809,022
	(3) 引当金				
	ア 退職給付引当金	164,808			
	イ 賞与引当金	63,611			
	ウ 法定福利費引当金	10,870			
	引当金合計			239,289	
	(4) その他流動負債			417,508	
	流動負債合計				2,752,547
5	繰延収益				
	長期前受金			29,652,188	
	長期前受金収益化累計額			△ 13,566,763	
	繰延収益合計				16,085,425
	負債合計				33,883,078

資 本 の 部

6	資本金				26,503,780
7	剰余金				
	(1) 資本剰余金				
	ア 国庫, 県補助金	46,356			
	イ 工事負担金	1,853,280			
	ウ 受贈財産評価額	502,737			
	エ 寄附金	160			

オ その他資本剰余金	<u>14,142</u>	
資本剰余金合計		2,416,675
(2) 利益剰余金		
ア 減債積立金	2,574,832	
イ 建設改良積立金	2,442,776	
ウ 災害対策準備金	340,000	
エ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,141,156</u>	
利益剰余金合計		<u>6,498,764</u>
剰余金合計		<u>8,915,439</u>
資本合計		<u>35,419,219</u>
負債資本合計		<u>69,302,297</u>

平成28年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成28年度盛岡市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成28年度盛岡市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	489,796千円	127,300千円	617,096千円
第1項 企業債	87,700千円	127,300千円	215,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	574,727千円	127,300千円	702,027千円
第1項 建設改良費	97,700千円	127,300千円	225,000千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	37,944千円
盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成28年度分)	自 平成28年度 至 平成29年度	10,776千円

(企業債)

第4条 予算第5条の表の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
医療機器整備 事業債	80,000千円	207,300千円	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成28年度 ただし、財政の都合 等により起債金額の 全部又は一部を翌年 度に繰り延べて起債 することができる。	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
合 計	87,700千円	215,000千円			

(重要な資産の取得)

第5条 予算第10条に定めた重要な資産の取得の追加は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量 式
器 械 備 品	低温プラズマ滅菌器	一	

平成28年12月5日提出

盛岡市長 谷藤裕明

注 記(補正第1号)

平成 28 年度盛岡市病院事業会計予算注記2(1)中「3,597,702 千円」を「3,926,788 千円」に改める。

平成28年度盛岡市病院事業会計予算実施計画（補正第1号）

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的 収入		489,796	127,300	617,096		
		1 企業債		87,700	127,300	215,000	
			1 企業債	87,700	127,300	215,000	医療機器整備事業債

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的 支出		574,727	127,300	702,027		
		1 建設 改良費		97,700	127,300	225,000	
			1 資産購入費	90,000	127,300	217,300	医療機器等購入費

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 盛岡市立病院建物清掃業務に 必要とする経費についての債 務負担 (平成28年度分)	37,944			自 平成28年度 至 平成29年度	37,944				37,944
2 盛岡市立病院警備業務に必要 とする経費についての債務負 担 (平成28年度分)	10,776			自 平成28年度 至 平成29年度	10,776				10,776

平成28年度盛岡市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第1号）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位 千円）

区 分	既決予定額	補正予定額	計
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 90,464	△ 127,300	△ 217,764
投資活動によるキャッシュ・フロー	179,115	△ 127,300	51,815
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	87,700	127,300	215,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 313,811	127,300	△ 186,511
資金期首残高	683	2,589	3,272
資金期末残高	1,489	2,589	4,078

平成28年度盛岡市病院事業予定貸借対照表 (補正第1号)

(平成29年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	ア 土 地		1,390,239	
	イ 建 物	9,544,527		
	減価償却累計額	6,285,097	3,259,430	
	ウ 構 築 物	124,714		
	減価償却累計額	117,330	7,384	
	エ 器 械 備 品	2,472,056		
	減価償却累計額	1,935,359	536,697	
	オ 車 両	2,702		
	減価償却累計額	2,567	135	
	有形固定資産合計			5,193,885
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	ア 電 話 加 入 権		157	
	無形固定資産合計			157
	(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	ア 職 員 貸 付 金		1,223	
	投資その他の資産合計			1,223
	固定資産合計			5,195,265
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金			4,078
	(2) 未 収 金		641,491	
	貸倒引当金		1,186	640,305
	(3) 貯 蔵 品			57,635
	流動資産合計			702,018
	資 産 合 計			5,897,283

負 債 の 部

4	固 定 負 債			
	(1) 企 業 債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		5,015,185	
	企業債合計			5,015,185

(2) 他会計借入金			
ア 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	2,365,253		
他会計借入金合計		2,365,253	
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	1,197,506		
引当金合計		1,197,506	
固定負債合計			8,577,944
4 流動負債			
(1) 一時借入金		7,000	
(2) 企業債			
ア 建設改良費等の財源 に充てるための企業債	471,591		
企業債合計		471,591	
(3) 未払金		323,435	
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	194,547		
イ 法定福利費引当金	34,114		
引当金合計		228,661	
(5) その他流動負債		19,953	
流動負債合計		1,050,640	
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,305,202	
長期前受金収益化累計額		746,513	
繰延収益合計		558,689	
負債合計			10,187,273

資 本 の 部

5 資本金			
(1) 自己資本金		2,604,267	
資本金合計			2,604,267
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 国庫、県補助金	21,404		
イ 他会計補助金	2,800		
ウ 他会計負担金	354,655		
エ 寄附金	1,450		
オ 受贈財産評価額	2,336		
資本剰余金合計		382,645	
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	7,267,472		
欠損金合計		7,276,902	
剰余金合計			△ 6,894,257
資本合計			△ 4,289,990
負債資本合計			5,897,283

議案第 111 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について
盛岡市部等設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例
盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「， 事務所及び局」を「及び事務所」に， 「保健福祉部」を「保健福祉部
子ども未来部」に， 「玉
山総合事務所
国
体推進局」を「玉山総合事務所」に改める。

第 3 条中「， 事務所及び局」を「及び事務所」に改め， 同条第 4 号ウ中「青少年及び」を削り，
同号オ中「（国体推進局の主管に属するものを除く。）」を削り， 同条第 6 号ア中「環境部」の次
に「及び子ども未来部」を加え， 同号イ中「こと」の次に「（子ども未来部の主管に属するものを
除く。）」を加え， 同号ウ中「市民部」の次に「及び子ども未来部」を加え， 同条中第12号を削り，
第11号を第12号とし， 第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ， 第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 子ども未来部

- ア 子ども・子育て支援に関すること。
- イ 青少年に関すること。
- ウ 母子保健に関すること。
- エ その他子どもに関すること（保健福祉部の主管に属するものを除く。）。

附 則

- 1 この条例は，平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 盛岡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中「市民部」を「子ども未来部」に改める。
- 3 盛岡市少年補導施設に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「盛岡市肴町 2 番29号」を「盛岡市神明町 3 番29号」に改める。
- 4 盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「保健福祉部」を「子ども未来部」に改める。

提案理由

子ども未来部を設置するとともに，国体推進局を廃止しようとするものである。

議案第 112 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例
(盛岡市市税条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び第2号」を「, 第2号及び第5号」に、「当該各号に掲げる」を「第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの」に改め、同条第2号中「第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の申告書に限る。)又は」を削り、「第2項若しくは」を「第2項又は」に改め、同条第3号中「第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は」を削り、「第2項若しくは」を「第2項又は」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条の2第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し, 」に改め、「第1項に規定する」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延

滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第41条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第45条の5第3項及び第4項中「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第45条の6第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、

第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
附則第4条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第25条の4を附則第25条の5とし、附則第25条の3を附則第25条の4とする。

附則第25条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「附則第25条の2第1項」を「附則第25条の3第1項」に改め、同項第3号中「同条中」を「同項中」に、「附則第25条の2第1項」を「附則第25条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第25条の2第1項」を「附則第25条の3第1項」に改め、同条第3項中「第35条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第25条の2第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「附則第25条の2第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め、「第36条の8第1項中「第35条第4項」とあるのは「附則第25条の2第4項」とを削り、同項第3号中「同条」を「同項」に、「附則第25条の2第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に、

「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「金額又は」を「金額若しくは」に改め，同項第4号中「附則第25条の2第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め，同条第6項中「附則第25条の2第3項」を「附則第25条の3第3項前段」に改め，同条を附則第25条の3とする。

附則第25条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等，外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については，第35条及び第36条の3の規定にかかわらず，他の所得と区分し，その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し，特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については，同条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金額，附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで，第36条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第36条の6第1項前段，第36条の7，第36条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第37条第1項の規定の適用については，同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と，「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額，同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額，同法第7条第16

項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第38条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民

税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第37条を附則第39条とし、附則第32条から附則第36条までを2条ずつ繰り下げ、附則第31条の次に次の2条を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第32条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第147条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第147条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第33条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

の非課税等に関する法律（昭和37年法律第 144号）第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 147条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314条の 2 第 2 項と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額を」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 147条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項中「、新条例」を「、盛岡市市税条例」に、「新条例の」を「同条例の」に改め、同項の表第16条第 3 号の項中「第45条の 5 第 1 項の申告書（法第 321条の 8 第22項及び第 23項の申告書を除く。）又は」を削り、「第 2 項若しくは」を「第 2 項又は」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中盛岡市市税条例附則第 4 条の改正規定及び次条第 3 項の規定は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第43条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条の 2 第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第45条の 5 第 5 項及び第45条の 6 第 4 項の規定は、施行日以後に新条例第45条の 5 第 3 項又は第45条の 6 第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第 4 条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例附則第25条の 2 の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第 144号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第32条及び第33条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利

子等，同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

提案理由

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税及び国民健康保険税の課税の特例を設けるとともに，地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い個人市民税に係る医療費控除の特例を設けるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 113 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年12月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 法第5条第19項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）

に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）第51条の2の規定にかかわらず、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以後3年度間において、次表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

特別償却設備等	年度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.35
	第1年度の翌々年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.467
	第1年度の翌々年度	100分の0.933

（不均一課税の申請）

第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、第1年度の初日の属する年の1月31日までに、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（不均一課税の決定等）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、不均一課税の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（不均一課税の取消し）

第5条 市長は、前条第1項の規定により不均一課税の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

（他の条例との関係）

第6条 第2条の規定により不均一課税の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は

増設した認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 114 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

盛岡市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例

盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号の表普通自動車の項中「普通自動車」を「準中型自動車及び普通自動車」に改め、同表備考中「中型自動車」の次に「，「準中型自動車」」を、「，中型自動車」の次に「，準中型自動車」を加える。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

提案理由

道路交通法（昭和35年法律第 105号）の改正に伴い、準中型自動車に係る盛岡市動物公園の駐車場の使用料の額を定めようとするものである。

議案第 115 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について
盛岡市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号を次のように改める。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第 147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 当該各号に定める数値（同条第4項に規定する場合にあつては、同項に規定する基準に係る数値）

第8条の3第1項中第2号から第34号までを削り、第35号を第2号とし、第36号を第3号とし、第37号を第4号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる物質及び項目については、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。

- (1) 令第9条の4第1項第28号から第33号までに掲げる物質
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる項目

第15条第1項中「毎月定例日」を「毎月の定例日」に、「1月」を「1月（毎月の定例日から翌月の定例日までの期間をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「各月」を「各月分」に改め、同条第3項中「月の中途」を「定例日以外の日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した月にあつては、当該使用を休止し、又は廃止した日に、汚水の排出量を計量し、又は認定し、その排出量により使用料を算定する。

第17条第1項中「每使用月」を「毎月分」に改め、「第15条に規定する」を削る。

第18条中「納入通知書」の次に「、口座振替」を加え、「水道料金徴収」を「水道料金の徴収」に改める。

第22条の3中「（以下「暗渠部分」という。）」を削り、「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」を「令」に改める。

別表第1中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 水道水（30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。）を使用した場合において、定例日以外の日^に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合（正当な理由がないと管理者が認め

た場合を除く。)における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数(以下「開始・再開後日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額

イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額

(2) 定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数(以下「休止・廃止前日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額

イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の3及び第22条の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市下水道条例別表第1備考1の規定は、この条例の施行の日以後に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

公共下水道の基本使用料の日割計算について定めるとともに、除害施設の設置等の基準の規定方法を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 116 号

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例について
盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例（平成 8 年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 1 号中「 1,400円」を「 1,500円」に改め、同項第 2 号中「62円」を「60円」に、「 124円」を「 113円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例第10条第 2 項の規定は、平成29年 5 月 1 日以後に最初に計量し、又は認定した給水量に係る月分の使用料から適用する。

提案理由

農業集落飲雑用水供給施設の使用料の額を改定しようとするものである。

議案第 117 号

盛岡市農業委員会委員等定数条例について

盛岡市農業委員会委員等定数条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市農業委員会委員等定数条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 2 項及び第18条第 2 項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第 2 条 農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、26人とする。

附 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 2 項及び第18条第 2 項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものである。

議案第 118 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について
盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第37条第4項中「ときは、」の次に「卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第2条の規定により市長が指名する利害関係者（以下「指名利害関係者」という。）又は」を加える。

第40条第2項及び第3項前段中「協議会」を「指名利害関係者又は協議会」に改める。

第42条第1項第2号イ中「協議会の審議を経て」を「指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第42条第4項第3号中「販売」を「卸売」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

第42条第6項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改める。

第44条第1項第3号中「協議会」を「指名利害関係者又は協議会」に、「聴いて」を「聴いた上

で」に改め、同号ア中「（昭和46年農林省令第52号）」を削る。

第51条第2項第2号イ中「協議会の審議を経て」を「指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第51条第6項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第2項第4号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該買入れをしなければならない理由

第52条第2項及び第3項前段中「協議会」を「指名利害関係者又は協議会」に改める。

第55条第1項第3号及び第56条第1項第3号中「、第2号並びに第3号」を「並びに第2号から第4号まで」に改める。

附則第10条中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日から施行する。

提案理由

施設使用料の額の軽減措置の期間を平成34年3月31日まで延長するとともに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）の改正に伴い、卸売業者及び仲卸業者の取引の制限を緩和するほか、

必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 119 号

盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について
盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例

(盛岡市公民館条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。

第 8 条の 2 第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、前条第 3 項ただし書の規定の例により、利用料金を後納させることができる。

(盛岡市文化会館条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市文化会館条例（平成 2 年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。

第 9 条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、前条第 3 項ただし書の規定の例により、利用料金を後納させることができる。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公民館及び文化会館の使用料及び利用料金を徴収する時期の特例を設けようとするものである。

議案第 120 号

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について
盛岡市運動公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例

盛岡市運動公園条例（平成17年条例第 118号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表中「1日までごとに1日」を「使用する日ごとにその日」に改め、別表第 1 第 2 号の表中「1日までごとに1日」を「使用する日ごとにその日」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
- 2 アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 1 第 3 号アの表中備考 2 を削り、備考 1 を備考 2 とし、同表に備考 1 として次のように加える。

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

別表第 1 第 3 号アの表備考 3 中「照明を使用する場合又は」及び「照明料又は」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市市民運動公園の陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

議案第 121 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表盛岡市立城内小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

城内小学校を廃止しようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条第 6 項中「，その者が退職の際従事していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同条第 7 項中「第 5 項」を「前 2 項」に，「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第 5 項中「，その者が退職の際従事していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同項第 2 号中「第37条の 4 第 3 項前段」を「第37条の 4 第 3 項」に改め，同条第 6 項中「，その者が退職の際従事していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め，同項第 6 号中「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い雇用保険法第59条第 1 項各号のいずれかに該当する行為」に，「雇用保険法第59条第 2 項」を「同条第 2 項」に，「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め，同条第15項中「規定は，」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて，当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え，「これらの規定による」を「第 7 項又は第 8 項の規定により」に改める。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第 6 項中「，その者が退職の際従事していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事

業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「第5項」を「前2項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定の施行に関し必要な経過措置は、上下水道事業管理者が定める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 退職職員（退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際従事していた事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第2条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における盛岡市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

- 4 新条例第11条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第2条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第3条の規定の施行に関し必要な経過措置は、病院事業管理者が定める。

提案理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正に伴い、高年齢被保険者に該当する職員が退職後に失業している場合において一般の退職手当等と高年齢求職者給付金の差額に相当する額等の退職手当を支給するとともに、求職活動に係る退職手当の対象とする行為を拡充しようとするものである。

議案第 123 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
盛岡市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「に定める額に 100分の 108を乗じて得た」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「メーターの口径に応じ次表」を「次表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の当該右欄」に改め、同号の表中「43,000円」を「46,440円」に、「118,000円」を「127,440円」に、「200,000円」を「216,000円」に、「306,000円」を「330,480円」に、「609,000円」を「657,720円」に、「1,047,000円」を「1,130,760円」に、「2,821,000円」を「3,046,680円」に、「5,786,000円」を「6,248,880円」に、「15,970,000円」を「17,247,600円」に改める。

第22条第1項第1号中「やめる」を「中止し、又は廃止する」に改める。

第27条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」及び「水道使用者から」を削り、「届け出」を「届出」に改め、同項を同条第2項とする。

第28条の見出しを「（料金の額）」に改め、同条第1項中「は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額に 100分の 108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額」に改め、同項第1号中「基本料金」を「基本料金 次表に定める額」に改め、同号の表中「のもの」を削り、「800円」を「972円」に、「1,400円」を「1,620円」に、「2,300円」を「2,592円」に、「3,400円」を「4,860円」に、「5,600円」を「8,964円」に、「12,200円」を「16,308円」に、「24,600円」を「42,876円」に、「40,600円」を「89,424円」に、「85,500円」を「256,932円」に改め、同項第2号中「従量料金」を「従量料金 次表に定める額」に改め、同号の表中「のもの」を削り、「62円」を「64円」に、「124円」を「122円」に、「210円」を「

216円」に、

30立方メートルを超える分	272円
---------------	------

を

30立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	270円
1,000立方メートルを超える分	216円

に、「50立方メ

メートル」を「1,000立方メートル」に、

252円
272円

を

270円
216円

に、「48円」

を「51円」に、「130円」を「140円」に、「470円」を「507円」に改め、同条第2項中「。ただし、その日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した月にあつては、その使用を開始し、中止し、又は廃止した日をいう」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直後の定例日までの期間に係る料金の額（30ミリメートル以上のメーターの口径に係る料金の額を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に従量料金の額を加算して得た額とする。

(1) 定例日以外の日に水道の使用を開始した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額

ア 当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始後日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額

イ 開始後日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額

(2) 定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額

ア 当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「中止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額

イ 中止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額

第28条の2を削る。

第29条中「1消化栓」を「私設消火栓1個」に、「10分間又はその端数」を「10分まで」に、「200円」を「216円」に改め、「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

第29条の2第2項中「各月」を「各月分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した月にあつては、当該使用を中止し、又は廃止した日に給水量を計量し、その給水量により従量料金を算定する。

第31条中「月の中途」を「定例日以外の日」に改める。

第33条中「納入通知書」の次に「、口座振替」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(口座振替報償金)

第33条の2 管理者は、水道使用者が口座振替の方法により料金（第28条第3項の規定により算定した料金を除く。）を納付したときは、当該料金を納付した者に口座振替報償金を交付することができる。

(遅延損害金)

第33条の3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による料金の督促を受けた者は、督促状の指定期限までに料金を完納しない場合においては、当該料金の額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の額に1円未満の端数があるとき又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 管理者は、遅延損害金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

第34条第1項第1号中「給水装置工事設計審査」を「給水装置工事に係る第8条第2項の設計審

査 次表に定める額」に改め、同号の表中

給水装置を改造する 場合	分岐口径を変更するもの
	分岐口径を変更しないもの

	4,000円	を	給水装置を改造する場合
	2,000円		

2,000円」に改め、同項第2号中「の完了検査」を「に係る第8

条第2項の工事完了検査（写真によるものを除く。） 次表に定める額」に改め、同号の表中

給水装置を改造する 場合	分岐口径を変更するもの	9,000円	を
	分岐口径を変更しないもの	4,000円	

給水装置を改造する場合 4,000円」に

改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「水道料金納入証明」を「料金の納入に係る証明書の交付」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査（写真によるものに限る。） 2,000円

第38条第2号中「やめた」を「中止し、又は廃止した」に、同条第3号中「第20条の2の」を「第20条の2第1項の規定による」に、「給水量」を「規定による給水量」に、「検査」を「規定による検査」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる水道料金（以下「料金」という。）については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成29年4月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ上下水道事業管理者が定めた日をいう。以下同じ。）までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金

(2) 施行日前から継続している水道の使用で平成29年4月の定例日の翌日から同年5月の定例日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（同年4月の定例日までの期間のものを含むものに限る。）のうち、同月の定例日までの期間のものに係る料金

3 新条例第28条第3項及び第33条の3の規定は、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定する水道の使用に係る料金について適用する。

4 新条例第33条の2の規定は、新条例第28条第1項の規定の適用を受ける料金について適用する。

5 施行日前に料金の支払を受ける権利が確定した水道の使用に係る料金を給水停止執行通知書に記載された指定期日後に納付する場合の当該料金については、なお従前の例による。

6 新条例第34条第1項の規定は、施行日以後に申込みがされる盛岡市水道事業給水条例第8条第2項の設計審査及び工事完了検査の手数料について適用し、施行日前に申込みがされた同項の設計審査及び工事完了検査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金の額の改定及び従量料金に係る給水量の区分の変更をするとともに、基本料金の日割計算、口座振替報償金、遅延損害金及び写真による工事完了検査の手数料について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 124 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 項中「皮膚科」の次に「, 泌尿器科」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

市立病院の診療科目に泌尿器科を加えようとするものである。

議案第 125 号

湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 湯沢地域交流活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 126 号

盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市繁字湯の館 121番地 1
 - (2) 名 称 つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 127 号

盛岡市総合アリーナの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市総合アリーナ
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
 - (2) 名 称 盛岡市総合アリーナ管理運営グループ
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立東中野運動広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市東山一丁目24番15号
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人テニスチャレンジいわて2020
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 129 号

盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市余熱利用健康増進センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市菜園一丁目 6 番 3 号 樋下ビル 3 階
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人盛岡市水泳協会
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 130 号

盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立土淵児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 131 号

盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立津志田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 132 号

もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか町家物語館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市肴町 4 番20号 永卯ビル 3階
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を行う
指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市津志田中央二丁目 8 番13号
 - (2) 名 称 株式会社F Pホームサービス
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 134 号

舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 舟田 2 地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市下田字陣場54番地 299
 - (2) 名 称 舟田 2 自治会
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成37年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 135 号

前田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 前田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市玉山馬場字前田34番地18
 - (2) 名 称 前田自治会
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成37年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 136 号

盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市サクラパーク姫神
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市日戸字新田13番地52
 - (2) 名 称 合同会社ひのと
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市見前南地区公民館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上ノ橋町8番8号
 - (2) 名 称 第一商事株式会社
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 138 号

原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成28年12月 5 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 原敬記念館及び盛岡市先人記念館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
 - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 139 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) ████████ に対し、市営 ████████ に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) ████████ に対し、市営 ████████ に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 140 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

平成28年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A a 21	上田四丁目稲荷町1号線	上田四丁目 304番1地先	前九年一丁目85番8地先
A b 769	高松一丁目25号線	高松一丁目 369番10地先	高松一丁目 369番10地先
A b 770	高松一丁目歩行者専用道1号線	高松一丁目 371番6地先	高松一丁目 371番3地先
C a 818	向中野 246号線	向中野字幅43番2地先	向中野字幅43番6地先
C a 819	向中野 247号線	向中野字道明85番地先	向中野字道明79番4地先
C a 820	向中野 248号線	向中野字道明79番15地先	向中野字道明79番4地先
C a 821	向中野 249号線	向中野字道明 130番5地先	向中野字道明 130番15地先
C a 822	向中野 250号線	向中野字道明 154番地先	向中野字道明 130番21地先
C a 823	向中野 251号線	向中野字道明 130番15地先	向中野字道明 130番14地先
C c 510	中太田66号線	中太田新田25番地 473地先	中太田新田25番地 257地先
C c 511	中太田67号線	中太田新田25番地 301地先	中太田新田25番地47地先
C c 512	中太田68号線	中太田新田25番地96地先	中太田新田25番地 219地先
C c 513	中太田69号線	下太田下川原 163番地81地先	中太田新田25番地41地先
C c 514	中太田70号線	中太田新田25番地87地先	中太田新田25番地92地先
C c 515	中太田71号線	中太田新田25番地 267地先	中太田新田25番地85地先
C c 516	中太田72号線	中太田新田25番地 111地先	中太田新田25番地 267地先
C c 517	中太田73号線	中太田新田25番地 700地先	中太田新田25番地 111地先
C c 518	中太田歩行者専用道3号線	中太田新田25番地96地先	中太田新田25番地40地先

Cc 519	中太田歩行者専用道 4 号線	中太田新田25番地47地先	中太田新田25番地 693地先
Cc 520	中太田歩行者専用道 5 号線	中太田新田25番地 347地先	中太田新田25番地42地先
Db 10	上田四丁目稲荷町 2 号線	前九年二丁目 156番 9 地先	稲荷町43番 3 地先
Db 958	月が丘三丁目65号線	月が丘三丁目53番18地先	月が丘三丁目53番19地先
Db 959	青山一丁目34号線	青山一丁目 103番19地先	青山一丁目 103番15地先
Dc 596	みたけ二丁目17号線	みたけ二丁目 133番 3 地先	みたけ二丁目 133番12地先
Dc 597	みたけ二丁目18号線	みたけ二丁目 133番23地先	みたけ二丁目 133番22地先
Db 387	土淵44号線	土淵字幅16番 8 地先	土淵字幅 1 番 3 地先
都 4172	区画街路18-2号線	津志田町一丁目 102番30地先	津志田町一丁目 102番17地先
都 4173	権現堂 5 号線	三本柳 7 地割11番 9 地先	三本柳 7 地割11番34地先
都 4174	権現堂 6 号線	三本柳 7 地割11番35地先	三本柳 7 地割11番44地先
都 4175	西見前中島 3 号線	西見前14地割 130番 1 地先	西見前14地割45番15地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
都 4005	永井ニュータウン 5 号線	永井18地割40番地 1 地先	永井18地割39番地 1 地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点	
C c 449	中太田61号線	中太田新田39番地31地先	新	中太田新田25番地 638 地先
			旧	中太田新田25番地 358 地先
D d 269	土淵1号線	土淵字幅32番地地先	新	土淵字幅31番地地先
			旧	土淵字幅1番地の3地先
都 269	東谷地・嶋線	永井6地割 122番地先	新	永井7地割 122番地先
			旧	永井7地割 121番地先
都 562	永井嶋線	新	永井1地割82番1地先	永井2地割12番地先
		旧	永井1地割63番1地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。